



鹿児島市文化財保存活用地域計画 —みんなでつながる文化財プラン—

令和9年度～令和13年度

概要版



令和8年●月作成、令和●年●月認定

鹿児島市 教育委員会 文化財課



1. はじめに

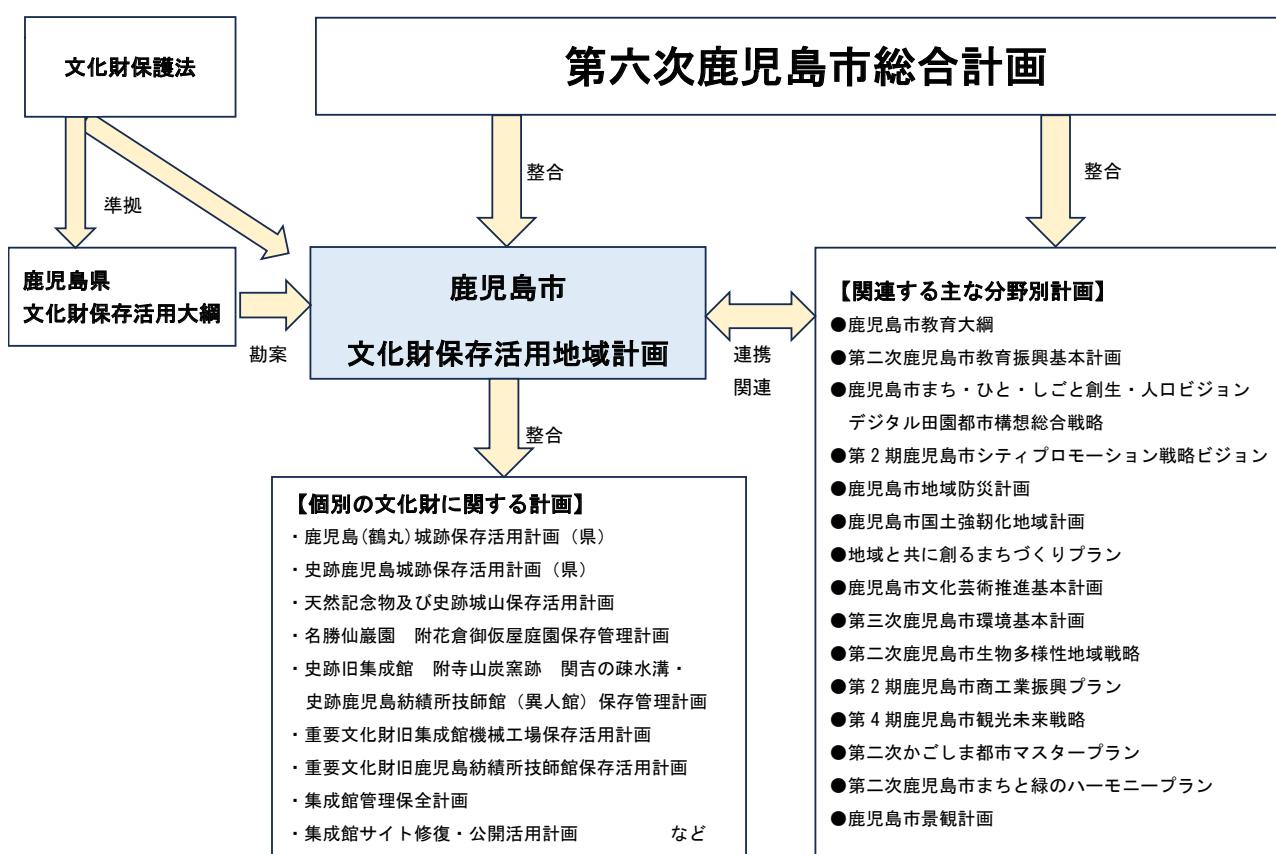
(1) 鹿児島市文化財保存活用地域計画とは

文化財とは、地域の歴史的背景や伝統・文化を理解するために必要不可欠なものであり、人々が日々の営みの中で大切に守り、育み、今日まで伝えられてきた貴重な財産です。

本市には、世界文化遺産「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」の構成資産（「旧集成館」「寺山炭窯跡」「関吉の疎水溝」）や、鹿児島藩（薩摩藩）の外城制度をテーマとした日本遺産「薩摩の武士が生きた町～武家屋敷群「麓」を歩く～」の構成文化財など、個性あふれる歴史や文化をはじめ魅力ある資源が豊富にあります。

文化財の恩恵を、現代のみならず将来にわたり各世代の人々が享受し、文化財の魅力や価値を活用できるためには、住民が文化財を通じて地域らしさを知り、地域への理解を深め、様々な活動に主体的に参加していくことが重要です。「鹿児島市文化財保存活用地域計画」は、多様な主体が連携しながら、文化財の適切な保存と活用の好循環を作り出すことを目的とします。

(2) 計画の位置づけ



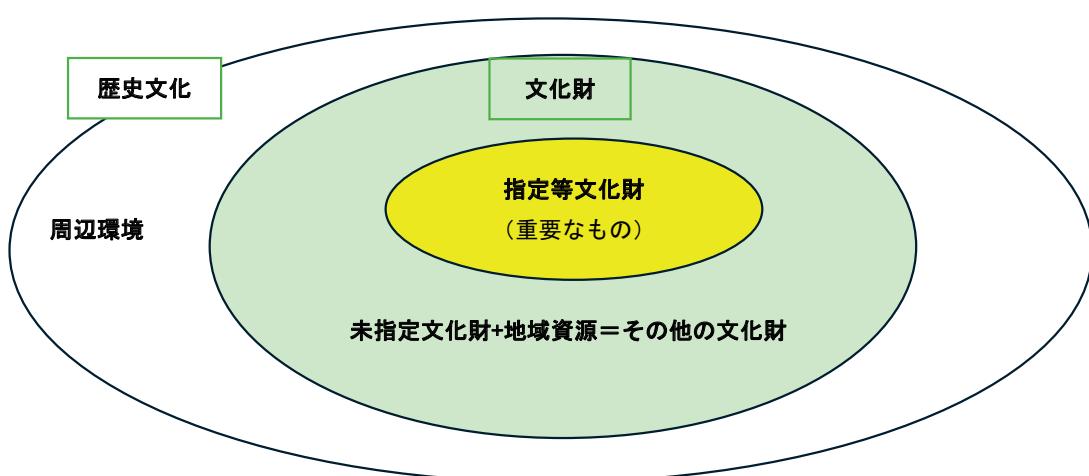
(3) 本計画における文化財と歴史文化

文化財保護法では、文化財を「わが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすもの」としています。また、法第2条で、有形文化財・無形文化財・民俗文化財・記念物・文化的景観・伝統的建造物群の6類型に分類しています。これに加えて、土地に埋蔵されている文化財を埋蔵文化財、文化財の保存・修理に必要な伝統的技術・技能を文化財の保存技術と呼び、保護の対象としています。

地域計画では、法や条例に基づき指定・登録等の措置が取られている文化財を指定等文化財、上記の6つの類型及び埋蔵文化財・文化財の保存技術に該当するものの、指定等の保護措置を受けていないものを未指定文化財と定義します。

加えて、伝統産業や特産品、地名、伝承、風景など文化財の類型化がなされていなくとも、人々の暮らしと深く関わる要素についても、本市の歴史や文化を体現する地域資源として所在しています。

これらの指定等文化財及び未指定文化財、地域資源は、周辺環境（自然的・社会的）と密接に関わりあうことで鹿児島市らしさを形成しているものと考え、地域計画では、指定・未指定に関わらず、人々の長い営みの中で生み出され、今日まで守り伝えられてきた有形・無形の文化的所産を鹿児島市の「文化財」と位置づけ、本計画の対象とします。



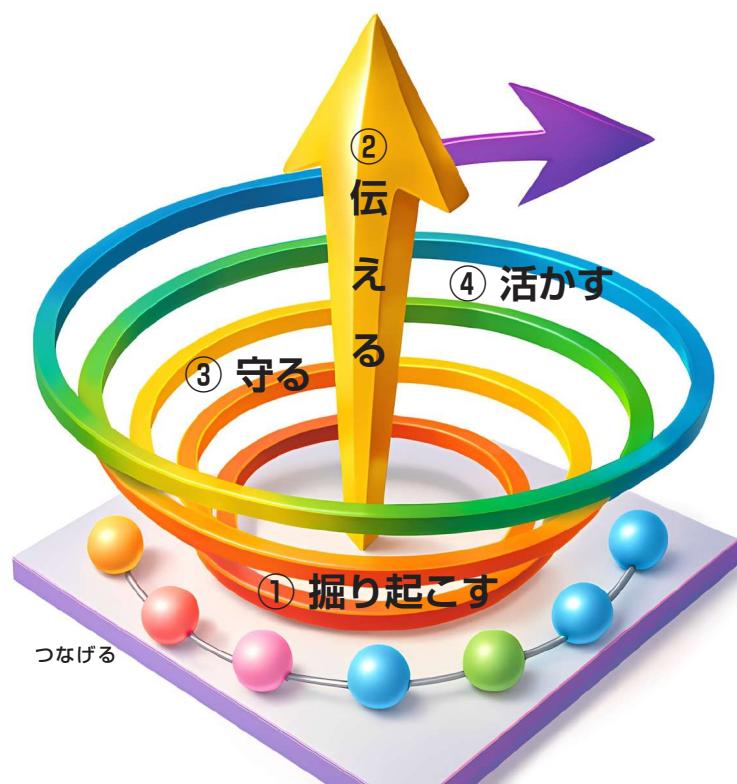
(4) 文化財の保存・活用に関する将来像

地域の歴史と風土に培われ、守り伝えられてきた多くの文化財は、鹿児島市の歴史と文化の結晶です。それらをかけがえのない市民共有の財産として地域全体で守り育てていくことは、まちの個性や風格として地域らしさを醸成していくことにつながり、そこに住む人のまちに対する誇りや愛着を高め、文化財を次世代へ伝えていく原動力を生み出します。

本計画における将来像は「人の想いがつながって 歴史・文化を未来へつなぎ 魅力あふれるまち かごしま」とし、取組の方向性として①文化財の価値を「掘り起こす」②文化財の魅力を「伝える」③文化財を受け継ぎ「守る」④文化財をまちづくりに「活かす」とします。

【将来像】

「人の想いがつながって 歴史・文化を未来へつなぎ 魅力あふれるまち かごしま」

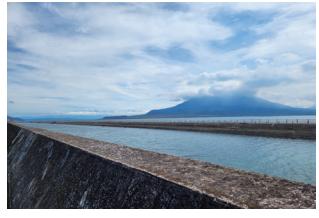


2. 地域ごとに見た歴史文化の特徴

今回の計画作成にあたり、令和6年度から7年度にかけ地域別ワークショップを開催し、参加者と一緒に各地域（地区）の歴史、文化のストーリーをまとめました。まとめたストーリーは、今後の地域活動にも活用していただけるよう、市ホームページにも掲載していますので、各地域の魅力を知るきっかけにしてみてください。



全体版はこちらから
ご覧ください。

地域	地区	各地域（地区）を象徴するフレーズとキーワード	
	中央	<p>城下町から中心市街地へ 歴史とともに変化した中央地区</p> <p>①鹿児島城下の名残 ②明治期から大正・昭和初期のものがたり ③戦後から現在のものがたり</p>	 <p>【名山堀三街区】</p>
	上町	<p>薩摩国の「鹿児島」から「城下町」と「町人町」、そして「かんまち」へ</p> <p>①薩摩国における「地方」の時代（古代から鎌倉期） ②島津本宗家の居城としての時代（南北朝期から戦国期） ③藩政時代の中核（江戸期） ④鹿児島駅の登場から現在へ（明治期から現在）</p>	 <p>【城山展望台】</p>
中央	鴨池	<p>「かつて」と「なつかしい」がたくさんある鴨池地区</p> <p>①鴨池地区の「かつて」 ②かつて「中村」がありました ③かつて「宇宿村」がありました ④かつて「中郡宇村」がありました ⑤かつて「鹿児島海軍航空隊」がありました ⑥かつて「塩田」がありました ⑦鴨池地区の「なつかしい」 ⑧なつかしい鴨池海岸・天保山海岸 ⑨なつかしい鴨池空港 ⑩なつかしい与次郎ヶ浜 ⑪なつかしい宇宿</p>	 <p>【二重護岸】</p>
	城西	<p>江戸期の下方限、鹿児島郡の名残がほどよく伝承され、市街地としても発展した地区</p> <p>①甲突川右岸の近世、それ以前 ②甲突川右岸の近現代 ③甲突川左岸の近世 ④甲突川左岸の近現代</p>	 <p>【新照院口】</p>

	中央 武・田上	<p>近名・遠名から西武田村、そして鹿児島市へ。それらがたどれる地区</p> <p>①近名・遠名の頃 ②西武田村の頃 ③鹿児島市として</p>	 <p>【耕地整理記念碑(広木地区)】</p>
	谷山北部	<p>近代以降の変化が半端ない！農村地域から住宅地へ、その足跡をたどれる地域</p> <p>①中世までの谷山北部地区 ②谷山郷の時代 ③近代の谷山北部地区 ④戦後から現在までの谷山北部地区</p>	 <p>【苦辛城跡】</p>
谷山	谷山	<p>過去から現在へ 地域文化の継承と変化を繰り返してきた谷山地区</p> <p>①山の物語 ②里・集落・町のものがたり ③海のものがたり</p>	 <p>【火の河原】</p>
	伊敷	<p>古い伊敷村と新しい伊敷村がある さらには満家院でもあり鹿児島城下の遠名でもあり</p> <p>①地域の拠り所の神社には何かがある ②豊かな仏教文化 ③「石」の物語 ④住宅地でありながら「むら」が残る</p>	 <p>【陰暦廢棄記念碑】</p>
	吉野	<p>吉野は、その台地の形成史が人々の歴史に大きく影響している！</p> <p>①台地で暮らすための水の確保 ②台地を管理する武士の足跡 ③台地と他地域を結ぶ街道 ④台地は藩を代表する牧 ⑤台地の信仰 ⑥台地の生活</p>	 <p>【吉野の笠跡】</p>
	吉田	<p>いにしえより特徴ある地形や地質に影響を受けてきた人々の足跡のある地域・吉田</p> <p>①西佐多浦・東佐多浦地区 吉田院・吉田郷、時代を通じての中心地 ②本城地区 険峻な山々の麓に広がる里 ③本名地区 一時期吉田院の拠点も置かれた田園地帯 ④宮之浦地区 鹿児島藩を代表する牧と街道のある地域</p>	 <p>【松尾城跡】</p>

桜島	<p>活火山の島に暮らす人々の祈りと営み</p> <p>①荒ぶる山の鎮静と暮らしの安寧を願う信仰の空間 ②活火山とともに歩む暮らしの空間・集落 ③暮らしを支える産業と食</p>	 <p>【ふるさとの味とくらし】</p>
喜入	<p>喜入は六つ～それぞれの物語を有する地域の集まり～</p> <p>①喜入瀬々串町 鹿児島城下から指宿への街道の入口の町 ②喜入中名町 喜入の産業を時代を超えて支えてきた町は眺望も秀逸 ③喜入町 喜入の中心～領主の思いが反映される地区～ ④喜入一倉町 喜入の山間部・知覧との交流地 ⑤喜入前之浜町 喜入の産業と交通を支えた町 ⑥喜入生見(ぬくみ)町 湧水の豊富な田園地帯</p>	 <p>【白灰焼窯跡(大丸集落)】</p>
松元	<p>伊集院の歴史とともに歩んできた地域、それが松元</p> <p>①群雄割拠の伊集院 ②伊集院郷の農村地帯 ③町田氏の私領・石谷 ④シラス台地に生きる ⑤現在にも通じる物語</p>	 <p>【松元町入佐の田の神】</p>
郡山	<p>山々の恵みを受けた土地ゆえの群雄割拠、さらに信仰と営みのみえる地・郡山</p> <p>①山々とそれを源とする河川とのつながり ②様々な領主や豪族の足跡 ③地域に根付いた信仰 ④自然を活かした生活の痕跡 ⑤郡山の文化を次世代につなげる活動</p>	 <p>【花尾山】</p>

歴史文化とは、地域に固有の風土の下、先人によって生み育まれ、時には変容しながら現代まで伝えられてきた知恵・経験・活動等の成果及びそれらが存在する環境を総体的に把握した概念であり、歴史文化の特徴は、地域らしさ、地域の特徴を表します。

素案第1章で「鹿児島市の概要」、第2章で「鹿児島市の文化財の概要」、第3章1で「地域ごとに見た歴史文化の特徴」を記す中で、見えてきたのが「島津家」「本城と外城」「革新と保守」「明治維新」「自然」「信仰」というキーワードです。第3章「鹿児島市の歴史文化の特徴」2～7については、鹿児島市固有の歴史や文化の文脈に沿った地域らしさを、これらのキーワードを用いてまとめたものです。

3. 文化財の保存・活用に関する方針・課題

近年の少子化、高齢化、人口減少、また価値観の多様化やライフスタイルの変化、デジタル化の進行などの社会状況の変化、及び災害の激甚化、頻繁化などの自然環境の変化により、地域に根ざした文化財も散逸、き損、滅失の危機、また担い手不足に加え、維持管理や用具に欠かせない原材料等も不足する状況になっています。

そのため、将来像の実現を目指すためには、文化財を取り巻く課題を整理し、それに対応する方針を定める必要があります。

方向性	方針	課題
①文化財の価値を「掘り起こす」	(1) 文化財に関する調査等の推進 【重点方針】 文化財に関する調査等を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・地域や文化財類型によって指定等の数に偏りがある。 ・専門的な知識や技術、経験が求められる。 ・継続的な調査ができていない。
	(2) 文化財の掘り起こしに向けた取組の推進 未指定文化財の把握に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・文化財として認識されないままに失われている状況がある。 ・優先順位付けやテーマ設定が難しい。 ・継続的に文化財を把握する仕組みが無い。 ・文化財の管理は所有者等が行う義務があり、個人所有等の文化財の把握が難しい。 ・記念物である動植物の生息や生育状況の把握が難しい。
	(3) 文化財に関する資料等の適切な公開の推進 文化財に関する資料等を市民が活用できる環境を整えます。	<ul style="list-style-type: none"> ・文化財に関する記録作成及び台帳化が十分にできていない。 ・調査結果を市民が容易に参照できる状況に無い。 ・防災等にもつながる、災害遺産としての文化財に関する記録保存が十分にできていない。 ・埋蔵文化財包蔵地について、十分な情報提供ができるない。 ・文化財のデジタルアーカイブ化が進んでいない。
	(4) 文化財行政の体制整備の推進 専門職員の適切な配置及び育成に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・専門職員の確保が必要である。 ・文化財によっては市独自での調査が難しい。 ・本市の歴史文化から見える強みや弱みが整理できていない。
②文化財の魅力を「伝える」	(5) より多くの人に文化財情報が届く 発信手段の充実【重点方針】 難しい、とつつきにくいイメージである文化財の価値や魅力を分かりやすく伝え、まずは広く市民に本市の文化財について知つてもらい、関心を高めることができる魅力的な情報発信に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の歴史や魅力が、市民に十分に知られていない。 ・関心が高くない層へのアプローチや、一度持つてもらった関心を保ち続けてもらうことが難しい。 ・ステレオタイプな鹿児島の歴史や文化像がある。 ・テーマやストーリーに基づくバラエティに富んだ情報発信が十分でない。 ・幅広い層を意識した情報発信が十分にできていない。 ・ふるさと考古歴史館を始めとした文化観光施設の活用や認知が十分ではない。

	<p>(6) 所有者等や市民活動に対する支援の推進</p> <p>【重点方針】</p> <p>文化財の所有者等が継続的に文化財の保存・活用に関わることができるよう、所有者等に対する支援を推進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・指定、登録に至った経緯や文化財の価値が所有者等に十分に理解されていない。 ・文化財の保存・活用は行政が行うと認識されている。 ・所有者等の費用負担が大きい。 ・文化財への投資が経済活動にもつながるという認識が広まっていない。 ・所有者等からの相談に応じる仕組みがない。 ・地域においては、担い手の高齢化や固定化などの課題を抱えている。 ・団体での活動だけでなく、個人が参加しやすい取組が不足している。
③ 文化財を受けつぎ「守る」	<p>(7) 文化財保護制度の適切な運用の推進</p> <p>文化財保護法に基づく指定等を推進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・指定や登録等の保護措置が十分に活用されていない。 ・個別の保存活用計画が策定されていないものも多い。 ・現状変更等の手續が十分に理解されていない。
	<p>(8) 文化財の類型・特性・地域性等に応じた計画的な維持管理の推進</p> <p>指定等文化財について、所有者や管理者と連携を図り、適切な維持管理に努めていきます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・文化財の維持管理には、文化財の特性等に応じた修復や技術等が必要となる。 ・専門的な知識や技術を持つ人材、道具・材料が不足している。 ・伝統産業では後継者の育成・定着が課題となっている。 ・周辺環境と合わさって文化財の価値が高まるという視点が広まっていない。
	<p>(9) 文化観光施設の適切な維持管理の推進</p> <p>文化観光施設の適切な維持管理に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の展示物を安全に保管し、劣化を防ぐための費用がかかる。 ・施設の老朽化や増え続ける文化財の保管スペースが不足している。
	<p>(10) 文化財を災害や犯罪から守るための防災・防犯体制の構築</p> <p>文化財の防災・防犯について地域ぐるみで取り組みます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・文化財に対する防災・防犯意識が低い。 ・地域において守るべき文化財を地域住民が把握できていない。 ・文化財の防災等に関する職員の知識や経験が不足している。
④ 文化財をまちづくりに「活かす」	<p>(11) 多様な人々が活躍できる魅力的な地域づくりの推進</p> <p>文化財を活かした住民主体の地域づくりに取り組みます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域によって文化財を活かした取組に差がある。 ・地域住民が地域の歴史や文化、自然環境や産業などの地域資源を学び、触れる機会が減少している。
	<p>(12) 地域特性を活かした観光の推進及び地域産業の活性化</p> <p>観光客が訪れやすいアクセス環境及び見学環境の整備や、より魅力的な観光プロモーションの推進に取り組むほか、歴史や文化の視点を活かしたものづくり産業の活性化支援を行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・旅行需要の変化が起きている。 ・地域住民への配慮や、文化財の価値を損なわない形での活用の在り方が求められている。 ・諸産業の背景にある歴史や文化を積極的に発信し、付加価値につなげていくことが十分にできていない ・伝統的工芸品の販路開拓が難しい。 ・地域の魅力を伝える人材の育成と、伝える人たちが活躍できる場の提供が求められている。 ・受入環境等が整っていない場所がある。

4. 推進体制

文化財の保存・活用を支えるのは人とそのつながりです。多様な文化財を保存・活用していくために、文化財を支える人の裾野を広げるとともに、体制の構築に努めます。

そのために、文化財部局だけでなく府内横断的な連携体制の構築を行うとともに、官民の連携及び多彩な都市との連携・交流など、多様な主体と連携・協働して取り組みます。



【各主体の役割】

市民、地域	<ul style="list-style-type: none">●文化財の保存・継承の活動の輪を広げましょう。●市が文化財保護条例の目的を達成するために行う取組に誠実に協力しましょう。
事業者、専門家	<ul style="list-style-type: none">●それぞれの専門性を活かして、文化財の保存・継承に、市民・地域とともに取り組みましょう。
文化財所有者	<ul style="list-style-type: none">●文化財が貴重な財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用に努めましょう。
鹿児島市	<ul style="list-style-type: none">●文化財が歴史、文化等の正しい理解のため欠くことができないものであり、かつ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるよう、周到の注意をもって条例の趣旨の徹底に努めます。●鹿児島市の各課は、文化財課と連携しながら、それぞれの分野において、文化財と共に存するまちづくりの取組を推進し、本市の歴史や文化の魅力や付加価値の向上に取り組みます。